

食安輸発0406第2号
平成22年4月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(韓国産青とうがらし及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産生鮮青とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
韓国産青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目及び検査頻度
 - (1) SAMMI F&G CO., LTD. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
 - (2) 1の食品について、残留農薬（ジフェノコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮青とうがらし
2. 生産国：韓国
3. 輸 出 者：SAMMI F&G CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.07ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21019315620号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 三美貿易